

児童・生徒が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第 19 条により医師が感染の恐れがないと認めるまで、出席停止をさせることができるようになっております。学校の長期休業期間中に感染症にかかった場合は、登所許可証明書を学童クラブに提出してください。保護者のみの受診で証明書を発行していただくことはできません。

学校感染症名		登所停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）を除く）※	発症後 5 日（発熱の翌日を 1 日目として）を経過し、かつ解熱後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症※	発症後 5 日（発熱の翌日を 1 日目として）を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後 2 日を経過するまで
	結核	病状により医師に感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医・その他の医師において登所に支障なしと認められるまで
	その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、A 型肝炎、B 型肝炎、C 型肝炎）	

※ 令和 7 年度以降、インフルエンザ及び新型コロナウイルスについては登所許可証の提出は不要です。